

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和61年4月	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	阿蘇市	職員数 (H22. 4. 1現在)	6人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

### 2 財政指標等

資本費	313 (21年度)	財政力指数	0.38 (21年度)
資金不足比率（健全化法）（％）	( 年度)	財政力指数（臨財債振替前）	( 年度)
経常収支比率（％）	92.1 (21年度)	実質公債費比率（％）	12.4 (22年度)
		将来負担比率（％）	84.1 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年2月11日 合併前市町村：阿蘇町・一の宮町・波野村]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	阿蘇市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	阿蘇市長 佐藤 義興
既存計画との関係	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画
公表の方法等	広報又はHPへの掲載、市議会での報告（H23.3月定例議会予定）
基本方針	・事業収入の確保・建設投資の適切な実施・維持管理運営の効率化

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	36,866.3	143,103.8	165,259.0	345,229.1
	補償金免除額	3,886.3	18,656.9	26,059.0	48,602.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。  
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債（一般分）	36,866.3	70,171.5	45,016.5	152,054.3
	公共下水道事業債（特別分）		72,932.3	121,257.5	194,189.8
	合 計 (A)	36,866.3	143,103.8	166,274.0	346,244.1
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	公共下水道事業債			14,101.5	14,101.5
	未稼働資産債			1,921.7	1,921.7
	合 計 (A)			14,101.5	14,101.5
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。  
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。  
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。  
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																
財務上の特徴	<p>下水道事業は建設期間が長期にわたるものであるとともに、必然的に多額の先行投資を伴う事業である。そのため供用開始後より処理原価及び維持管理費が高くなるものであるのに対し、その財源となる使用料については、開始年度から整備区域全体のすべてが収入として上がるものではなく徐々に上昇していくものである。また、本市においては、地理的に個々の集落を形成しており、集落間のほとんどが農地であるために、当該事業費に係る財源は地方債と繰入金である。そのため、年々公債費が上昇し一般会計を圧迫している状況である。また、昭和61年4月の供用開始から20年以上経過しているため管、処理場の老朽化が進み、不明水の混入や修繕等の維持管理費が年々増加傾向にある。</p>																
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>効率的事業による公債費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>本市は地理的に集落が点在しその集落間については、ほとんどが農地であるため負担金、使用料の回収が見込めず、類団の区域面積をしてみると2~3倍の面積となり、その事業費及び公債費については、繰入金により対応している状況にある。今後、処理場の再構築事業等により公債費が増加する見込みであり、当会計への繰出金によって普通会計を圧迫している状況である。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>使用料及び負担金による財源の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>平成20年度より処理場の再構築事業の着手に伴い管整備事業が縮小していくため、使用料及び負担金の急増は見込めない状況であるが、適正な管理運営を行うためには安定した財源確保が必要となる。また、使用料単価については、町村合併時に公共料金の引き上げは行わないとの取り決めがあるため料金改訂は難しい状況にある。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>維持管理の効率化</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>当施設は、昭和61年度の供用開始より20年以上経過しているため、処理施設及び埋設管の老朽化が進み、埋設管への不明水の混入や処理場内の機械、器具等の修繕費の増加により維持管理経費が年々上昇している。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> </table>	課 題	効率的事業による公債費の抑制	<p>本市は地理的に集落が点在しその集落間については、ほとんどが農地であるため負担金、使用料の回収が見込めず、類団の区域面積をしてみると2~3倍の面積となり、その事業費及び公債費については、繰入金により対応している状況にある。今後、処理場の再構築事業等により公債費が増加する見込みであり、当会計への繰出金によって普通会計を圧迫している状況である。</p>		課 題	使用料及び負担金による財源の確保	<p>平成20年度より処理場の再構築事業の着手に伴い管整備事業が縮小していくため、使用料及び負担金の急増は見込めない状況であるが、適正な管理運営を行うためには安定した財源確保が必要となる。また、使用料単価については、町村合併時に公共料金の引き上げは行わないとの取り決めがあるため料金改訂は難しい状況にある。</p>		課 題	維持管理の効率化	<p>当施設は、昭和61年度の供用開始より20年以上経過しているため、処理施設及び埋設管の老朽化が進み、埋設管への不明水の混入や処理場内の機械、器具等の修繕費の増加により維持管理経費が年々上昇している。</p>		課 題		課 題	
課 題	効率的事業による公債費の抑制																
<p>本市は地理的に集落が点在しその集落間については、ほとんどが農地であるため負担金、使用料の回収が見込めず、類団の区域面積をしてみると2~3倍の面積となり、その事業費及び公債費については、繰入金により対応している状況にある。今後、処理場の再構築事業等により公債費が増加する見込みであり、当会計への繰出金によって普通会計を圧迫している状況である。</p>																	
課 題	使用料及び負担金による財源の確保																
<p>平成20年度より処理場の再構築事業の着手に伴い管整備事業が縮小していくため、使用料及び負担金の急増は見込めない状況であるが、適正な管理運営を行うためには安定した財源確保が必要となる。また、使用料単価については、町村合併時に公共料金の引き上げは行わないとの取り決めがあるため料金改訂は難しい状況にある。</p>																	
課 題	維持管理の効率化																
<p>当施設は、昭和61年度の供用開始より20年以上経過しているため、処理施設及び埋設管の老朽化が進み、埋設管への不明水の混入や処理場内の機械、器具等の修繕費の増加により維持管理経費が年々上昇している。</p>																	
課 題																	
課 題																	
留 意 事 項																	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度										
		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	192,337	192,899	202,516	203,523	343,373	340,991	368,069	366,241	361,846	350,681	
	(1) 営 業 収 益 (B)	92,636	86,644	95,437	89,674	91,667	92,670	93,498	93,793	94,261	94,731	
	ア 料 金 収 入	92,457	86,033	95,250	89,516	91,132	92,475	93,293	93,588	94,056	94,526	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他	179	611	187	158	535	195	205	205	205	205	
	(2) 営 業 外 収 益	99,701	106,255	107,079	113,849	251,706	248,321	274,571	272,448	267,585	255,950	
	ア 他 会 計 繰 入 金	81,391	90,155	86,964	87,598	233,391	237,011	262,161	260,538	256,175	245,040	
	イ そ の 他	18,310	16,100	20,115	26,251	18,315	11,310	12,410	11,910	11,410	10,910	
	2 総 費 用 (D)	194,460	197,777	193,819	208,577	200,806	184,780	181,764	175,524	173,650	176,387	
	(1) 営 業 費 用	77,709	83,297	81,899	104,025	106,364	99,174	96,826	96,730	95,782	96,911	
	ア 職 員 給 与 費	6,720	7,367	5,998	6,101	6,356	6,869	6,869	6,869	6,869	6,869	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	70,989	75,930	75,901	97,924	100,008	92,305	89,957	89,861	88,913	90,042	
	(2) 営 業 外 費 用	116,751	114,480	111,920	104,552	94,442	85,606	84,938	78,794	77,868	79,476	
ア 支 払 利 息	116,751	114,480	111,920	104,552	94,442	85,606	84,938	78,794	77,868	79,476		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-2,123	-4,878	8,697	-5,054	142,567	156,211	186,305	190,717	188,196	174,294		
収 支 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	837,784	710,805	1,022,149	763,079	633,940	553,186	669,962	577,340	561,970	534,430	
	(1) 地 方 債	331,700	265,500	440,300	406,100	362,300	368,100	406,900	299,300	263,700	263,500	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	62,000	64,500	68,500	77,000	93,500	95,600	96,000	97,000	98,000	99,000	
	(2) 他 会 計 補 助 金	208,516	219,225	229,306	209,320	50,938	32,050	51,839	64,462	83,825	53,960	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	287,000	210,000	347,000	132,500	178,330	138,851	206,295	208,225	207,445	207,970	
	(6) 工 事 負 担 金	10,568	16,080	5,543	15,159	42,372	14,185	4,928	5,353	7,000	9,000	
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	837,896	709,019	1,017,994	758,689	757,113	753,245	866,379	777,668	750,262	675,124	
	(1) 建 設 改 良 費	627,224	499,219	757,950	319,354	410,832	334,584	439,500	439,500	439,500	439,500	
	ウ ち 職 員 給 与 費	43,717	45,031	49,860	40,226	40,935	42,248	42,248	42,248	42,248	42,248	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	210,672	209,800	260,044	439,335	346,281	418,661	426,879	338,168	310,762	235,624	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-112	1,786	4,155	4,390	-123,173	-200,059	-196,417	-200,328	-188,292	-140,694		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	(決算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-2,235	-3,092	12,852	-664	19,394	-43,848	-10,112	-9,611	-96	33,600						
積 立 金 (K)																
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	37,526	35,291	32,199	45,052	44,388	63,782	19,934	9,822	211	115						
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)																
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	35,291	32,199	45,051	44,388	63,782	19,934	9,822	211	115	33,715						
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)																
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	35,291	32,199	45,051	44,387	63,782	19,934	9,822	211	115	33,715					
	赤 字 (Q)															
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	47.5	47.3	44.6	31.4	62.8	56.5	60.5	71.3	74.7	85.1						
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	92,636	86,644	95,437	89,674	91,667	92,670	93,498	93,793	94,261	94,731						
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)																
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)																
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																
企 業 債 現 在 高 (X)	3,069,259	3,141,060	3,337,216	3,322,281	3,350,700	3,311,439	3,303,860	3,276,892	3,241,230	3,280,006						

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 支 分			81,391	90,155	86,964	87,598	233,391	237,011	262,161	260,538	256,175	245,040
	うち基準内繰入金		68,705	8,959	24,829	83,630	216,108	206,238	205,549	204,837	204,085	203,292
	うち基準外繰入金		12,686	81,196	62,135	3,968	17,283	30,773	56,612	55,701	52,090	41,748
資 本 的 収 支 分			208,516	219,225	229,306	209,320	50,938	32,050	51,839	64,462	83,825	53,960
	うち基準内繰入金		18,629	17,042	16,323	15,777	14,686	13,737	12,974	13,686	14,438	15,231
	うち基準外繰入金		189,887	202,183	212,983	193,523	36,252	18,313	38,865	50,776	69,387	38,729
合 計		289,907	309,380	316,270	296,918	284,329	269,061	314,000	325,000	340,000	299,000	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 (%)	36.1	22.5	29.4	32.6	77.1	77.2	77.1	77.3	77.7	78.1	
資本費 (円又は%)	266	503	557	846	659	745	748	603	556	446	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	47.5	47.3	44.6	31.4	62.8	56.5	60.5	71.3	74.7	85.1	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	42.3	46.7	42.9	43.0	68.0	69.5	71.2	71.1	70.8	69.9
	うち基準内繰入金 (%)	35.7	4.6	12.3	41.1	62.9	60.5	55.8	55.9	56.4	58.0
	うち基準外繰入金 (%)	6.6	42.1	30.7	1.9	5.0	9.0	15.4	15.2	14.4	11.9
	資本的収入分 (%)	24.9	30.8	22.4	27.4	8.0	5.8	7.7	11.2	14.9	10.1
	うち基準内繰入金 (%)	2.2	2.4	1.6	2.1	2.3	2.5	1.9	2.4	2.6	2.8
	うち基準外繰入金 (%)	22.7	28.4	20.8	25.4	5.7	3.3	5.8	8.8	12.3	7.2

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在、全体計画の整備率は50.3%と低く、今後も整備を進めていく中で料金引き上げは今後の整備計画及び水洗化率に大きく影響するものと思われるため、進捗状況をみながら検討していく。今後の事業整備をしていくため増収は見込めるものの、全体的な使用料の減少に伴い若干の増とした。
2 他会計繰入金の見込み	経費削減を行い繰入金の抑制に努めているが、処理場の再構築事業を予定しているため一時的に繰入額が増加する見込である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	下水処理場の再構築事業を平成21年度～平成26年度で約15億円を予定している。また、今後管渠整備を進める上で処理場の増設も必要となってくる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	下水処理場の再構築事業を行うために、修繕費及び消耗品などの物件費の削減となるものの、計画に沿った管整備を進める上で、ポンプ場等の維持管理委託の増額となるが、経費削減を徹底し公債費の抑制に努め、より効率的な管整備、維持管理に努める。また、徴収率及び水洗化率の増に努め財源の確保を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成20年に1人の純減しており、平成18年3月に策定された集中改革プランに沿って行っている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月より給与構造の抜本的見直しを行い、地域給の導入を行うとともに、職務職責に応じた給料構造へ転換している。原則として給与及び手当では国と同じ基準としている。なお、地域手当及び特殊勤務手当等は支給停止している。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		該当なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		廃止済み
◇ 福利厚生事業のあり方		短期、福祉掛金の割合は個人負担が約60/1000、市負担が約64/1000となっている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		維持管理費の効率化 施設の老朽化に伴い修繕費等が増加傾向であるため、平成21年度より平成26年度まで6ヵ年計画で浄化センター再構築工事を行い維持管理費の抑制を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成21年度より処理場の運営について包括的民間委託を導入している。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		使用料及び負担金による財源の確保 下水道促進審議会の中で料金改定についての検討を行っているが、平成21年度末での全体計画における整備割合は50.2%であり、現時点での資金不足による料金の引き上げは、今後の整備計画及び水洗化率に大きく影響すると思われるため、今後の整備進捗率を見ながら検討を続けていく。 未接続者に対する戸別訪問啓発や臨戸徴収などを行い財源確保に努める。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		現在検討中
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		本計画も含め来年度より計画に沿った指標など、市議会への報告は23年3月、市民への公表はHPで23年6月頃公表する予定である。
○ 行政評価の導入		未実施
4 その他		効率的事業による公債費の抑制 現在、年間の事業費については予算枠を決め、その枠内で事業を行っているが、平成21年度より施設の再構築事業に着手しているため管渠整備事業が縮小されており、その限られた財源の中で負担金収入及び使用料の確保できる箇所を精査し、より効率的な事業を行っていく。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	浄化センター施設、管渠埋設施設等の老朽化に伴う機器等の更新により補修経費等の合理的な経費削減を行う。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成21年度より包括的民間委託を行い運営経費の削減に努める。 平成21年度末の整備率は全体計画の半分にも満たないため、現段階での料金引き上げは今後の水洗化率の向上及び事業計画に大きく影響するものと思われるため、今後の整備進捗状況を勘案しながら検討していく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	財政課との協議により分流式下水道に要する経費については基準内繰入金として計上したため基準外繰入額については大幅に軽減している。しかし普通会計においても財政状況が緊迫しているため、維持管理費の経費削減及び効率的な管渠整備事業を行い基準外繰入金の削減に努める。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
収入の確保	処理区域内人口(人)		4,866	5,361	5,604	5,527	5,600	5,670		5,720	5,770	5,820	
	A 増減			495	243	-77	73	70		50	50	50	
	水洗便所設置済人口(人)		3,781	3,853	3,929	3,981	4,068	4,155		4,242	4,329	4,416	
	B 増減			72	76	52	87	87		87	87	87	
	水洗化率(%)		77.7	71.9	70.1	72.0	72.6	73.3		74.2	75.0	75.9	
	C 増減			-5.8	-1.8	1.9	0.6	0.6		0.9	0.9	0.9	
	有収水量(m)		644,481	668,128	642,594	669,273	676,576	683,879		691,182	698,485	705,788	
	D 増減			23,647	-25,534	26,679	7,303	7,303		7,303	7,303	7,303	
	使用料単価(円/m)		133	132	140	137	137	136		135	135	134	
	(使用料収入/有収水量)												
	E 増減			-2	9	-3	0	0		-1	-1	-1	
	料金改定率(%)		0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	(料金改定実施年度に記入)												
	F 増減			0	0	0	0	0		0	0	0	
	取納率(%)		88.4	91.6	91.9	91.0	91.9	92.2		92.5	92.8	93.1	
G 増減			3.2	0.3	-0.9	0.9	0.3		0.3	0.3	0.3		
その他( )		0	0	0	0	0	0		0	0	0		
H 増減			0	0	0	0	0		0	0	0		
経営の効率化	管理運営費(千円)		83,297	81,899	104,025	106,364	99,174	96,826		96,730	95,782	96,911	
	I 増減			-1,398	22,126	2,339	-7,190	-2,348		-96	-948	1,129	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)		17	15	19	19	18	17		17	17	17	
	(I/A)												
	J 増減			-2	4	0	-1	-1		0	0	0	
	汚水処理原価(円/m)		592	448	430	177	177	175		175	173	171	
	(汚水処理経費/有収水量)												
K 増減			-144	-18	-253	45	27		28	28	27		
汚水処理原価(維持管理費)(円/m)		129	123	162	159	147	142		140	137	137		
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)													
L 増減			-6	39	-3	-12	-5		-1	-2	1		
その他( )		0	0	0	0	0	0		0	0	0		
M 増減			0	0	0	0	0		0	0	0		
使用料回収率(%) (E/K×100)		22.5	29.4	32.6	77.1	77.2	77.1		77.3	77.7	78.1		
累積欠損金比率(%)		0	0	0	0	0	0		0	0	0		
当初計画の目標値													
延長計画の目標値													
実績値													
企業債現在高(百万円)		3,141	3,359	3,365	3,368	3,358	3,385		3,277	3,241	3,280		
当初計画の目標値													
延長計画の目標値													
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保												
	使用料収入		86,033	87,861	90,011	91,544	92,587	93,293					
	改善効果額			1,828	3,978	5,511	6,554	7,260	25,131				
	①有収水量の増加			566	3,978	5,008	6,042	6,741	22,325				
	②使用料の適正化			0	0	0	0	0	0				
	③取納率の向上			1,272	0	503	512	519	2,806				
	その他④( )												
	改善効果額												
	経営の効率化												
	管理運営費		83,297	99,594	101,833	104,600	99,000	97,126					
うち職員給与費中の退職手当を除いたもの		7,367	5,984	5,984	5,984	5,984	5,984						
改善効果額													
⑤職員給与費の適正化													
維持管理費(上記以外)の適正化			1,839	3,638	11,411	11,598	11,781	40,267					
(処理場の委託契約の導入)													
その他⑥( )													
改善効果額													
当初計画改善効果額 合計									65,398				
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)									31,932				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入				91,132	92,475	93,293		93,588	94,056	94,526		
		改善効果額					0	0		0	0	0	0	
		①有収水量の増加					0	0		0	0	0	0	
		②使用料の適正化					0	0		0	0	0	0	
		③収納率の向上					0	0		0	0	0	0	
	その他④( )													
	改善効果額													
	経営の効率化	管理運営費					106,364	99,174	96,826		96,730	95,782	96,961	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの					6,356	6,869	6,869		6,869	6,869	6,869	
		改善効果額						0	0		0	0	0	0
		⑤職員給与費の適正化												
		維持管理費(上記以外)の適正化						0	0		0	0	0	0
		その他⑥(包括的民間委託、修繕、備品の見直し)					70,673	69,476	68,500		67,960	67,460	67,500	
改善効果額							1,197	2,173		2,713	3,213	3,173	12,469	

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」その他⑤の例: 建設コストの削減(上下水道向け工事の廃止、工事の見直し)技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 平成21年度末での全体計画における整備割合は50.2%であり、現時点での資金不足による料金引き上げは、今後の整備計画及び水洗化率に大きく影響するものと思われるため、今後の整備進捗率を見ながら検討していく。
- 民間委託の取組状況 平成21年度より包括的民間委託を導入し経費削減に努めている。更に平成22年度より機器類の更新を行い修繕費、備品購入の削減に努め委託料の見直しも併せて行う。
- その他に記入された項目に関する取組等 当施設は昭和61年に供用開始しほとんどのものが耐用年数を経過し老朽化しているため、修繕及び消耗品の交換などが年々増加傾向にある。また、修繕に係る部品についても、現在は生産中止されているものもあり、部品を作成

延長計画改善効果額 合計 A	12,469
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	37,000
A + B + C	49,469
<参考> 延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	48,602